6月25日は「指定自動車教習所の日」です。

「指定自動車教習所」とは、道路交通法に規定された基準に基づいて、都道府県公安委員会が指定した自動車教習所（自動車学校 ）のことをいいます。

基準は、人的基準（資格のある指導員・検定員等の配置）、物的基準（コースや教室の整備）、運営基準（教習カリキュラム等）に適合していることです。

この「指定自動車教習所制度」を導入した道路交通法改正法が施行されたのが、昭和３５年（１９６０年）６月２５日でした。

また、６２５＝ム・ジ・コの語呂合わせで、交通事故ゼロを目指す「無事故の日」ともされています。

指定自動車教習所は、日本の運転免許制度を支える交通教育機関として交通社会に貢献しています。この指定自動車教習所を卒業すると、運転免許センターでの技能試験が免除されます。

指定自動車教習所では

「運転の楽しさ」を教えます。

「運転の責任」を教えます。

「生命の大切さ」を教えます。

「地域の安全」に貢献します。

指定自動車教習所シンボルマーク